

公益財団法人広島市文化財団ひろしま保育・介護人財サポート事業ロゴマーク使用基準

(目的)

第1条 この基準は、公益財団法人広島市文化財団（以下「財団」という。）ひろしま保育・介護人財サポート事業（以下「本事業」という。）に係るロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関して必要な事項を定めるものとする。

(種類)

第2条 ロゴマークの種類は別表に掲げるとおりとする。

(権利)

第3条 ロゴマークに関する一切の権利は、財団に属する。

(使用対象)

第4条 ロゴマークの使用対象は、各種媒体・製作物等とする。

(使用の制限)

第5条 ロゴマークは、次の各号に該当する場合、その使用を認めないものとする。

- (1) 政治活動、選挙活動又は宗教活動に使用するとき
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき
- (3) 有料販売する製作物等の価格がロゴマーク使用前より高額となるもの
- (4) その他、使用を認めることが適切でないもの

(遵守事項)

第6条 ロゴマークの使用に当たっては、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 本事業デザインガイドに基づき使用し、オリジナルデザインを無断で変更して使用しないこと
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど独占的に使用しないこと

(使用申請)

第7条 ロゴマークの使用を希望する者は、公益財団法人広島市文化財団ひろしま保育・介護人財サポート事業ロゴマーク使用（変更）許可申請書（様式第1号）を財団理事長（以下「理事長」という。）に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) ひろしま保育・介護人財サポート企業が使用する場合
- (2) 本事業に加入している事業者が使用する場合
- (3) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (4) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (5) 報道関係以外（機関紙や地域広報紙など）で、理事長が、その使用目的を前号に準ずるものと認めた場合

(使用許可)

第8条 理事長は前条に規定する申請書を受理したときは、その可否を決定し、公益財団法人広島市文化財団ひろしま保育・介護人財サポート事業ロゴマーク使用（変更）許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の規定により許可するに当たっては、条件を付することができる。

(許可基準)

第9条 理事長は、第7条の規定による申請について、次の各号に該当する場合はロゴマークの使用を許可する。

- (1) 本事業の魅力発信に寄与するもの
 - (2) 本事業を広くPRしようとするもの
 - (3) 本事業のイメージアップを図るもの
- (使用内容の変更等)

第10条 第7条に規定する申請書に記載した内容に変更がある場合又はオリジナルデザインを変更して使用することを希望する場合は、あらかじめ公益財団法人広島市文化財団ひろしま保育・介護人財サポート事業ロゴマーク使用(変更)許可申請書(様式第1号)を理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による申請について適当と認めたときは、公益財団法人広島市文化財団ひろしま保育・介護人財サポート事業ロゴマーク使用(変更)許可書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(使用許可の取消)

第11条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、ロゴマークを使用する者(以下「使用者」という。)に対し、使用物件の回収等の措置を請求することができる。また、使用者は、使用許可が取り消された場合、その取り消しの日からロゴマークを使用することができないものとする。

- (1) 使用者がこの基準に違反した場合
- (2) 使用者が使用条件として付した条件に違反した場合
- (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) その他ロゴマークの使用の継続が不相当であると認められた場合

2 理事長は、前項の規定による使用許可の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用料)

第12条 ロゴマークの使用料は無料とする。

(事故、苦情等の処理)

第13条 ロゴマークを使用した各種媒体・製作物等に関する事故、苦情等が発生した場合は、申請者がその責任のもとに必要な措置を講じるものとする。

(補足)

第14条 この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附 則

この基準は、平成29年11月1日から施行する。

別表（第2条関係）

種 類	内 容
公益財団法人広島市文化財団ひろしま保育・介護人財サポート事業ロゴマーク	